

第 1 1 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 7 年 6 月 6 日(金) 柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
3 番	平 川 徹	4 番	深 山 敬 子
5 番	坂 卷 洋 行	6 番	豊 田 佐智子
7 番	伊 藤 透	8 番	大 宮 茂 男
9 番	成 嶋 君 美	1 0 番	染 谷 茂
1 1 番	橋 本 英 介	1 2 番	谷 田 貝 和 代
1 3 番	村 越 等	1 4 番	山 崎 明 久
1 5 番	日 暮 悟		

1 6 名中 1 5 名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 8 番	関 根 勝 敏	2 0 番	清 水 良 晃
2 1 番	鹿 倉 健 次	2 2 番	友 野 博 之
2 3 番	木 村 美智子	2 4 番	富 澤 智 彦
2 5 番	坂 卷 儀 治	2 6 番	砂 川 晴 彦
2 7 番	中 村 衛	2 8 番	嶋 田 等
2 9 番	江 口 武	3 0 番	鈴 木 幸 夫
3 1 番	大 塚 信 幸		

1 5 名中 1 3 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

1 6 番	遠 藤 秀 生	1 7 番	寺 島 和 彦
1 9 番	林 敏 夫		

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 石 原 祐一郎
統括リーダー 兼 岡 洋 和
副主席 上 野 輝 子
主 任 寺 田 直 晃

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について
- 議案第4号 生産緑地地区の都市計画の変更に係る意見について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見について（その1～その2）

7 報告事項

- （1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- （2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- （3）利用権の中途解約に係る通知の確認について
- （4）生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

（午後2時00分開議）

議長 それでは、ただいまより第11回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中15名、推進委員15名中13名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

それでは、日程１，議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

豊田佐智子委員，伊藤透委員，よろしくお願いいたします。

議長 次に，日程２，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

議案の審議に入ります。

今月の担当は，第３調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について山崎委員長よろしくお願いいたします。

山崎委員長 農地第３調査会は，去る６月２日，６月３日，令和７年度第３回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第４条１件，第５条６件，許可を要しない土地の証明願４件，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和７年２月に開催されました第７回総会の議案第１号及び第２号の計１２件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程３，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請に対する県への意

見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 はい、ありがとうございました。それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は、3 ページからになります。

本件は、貸資材置場のための転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1 種・3 種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2 種農地と判断しました。

申請人は、相続で申請地を取得しましたが、農作業に従事する者もおらず遊休地になっていたところ、近隣で製造業を営む会社が、既存の置場が既に手狭で、さらに業務拡大及び生産性拡大のため、新たな置場を検討していました。そこで、申請人自ら整地を行い、その会社に賃借するため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、申請地を整地及び2 0 0 m m の碎石敷を行います。賃借する会社は、資材置場として、5 0 0 k g のフレコンバック●●包、パレット●●枚、トラック●●台、車両●●台などを置きます。

被害防除対策として、雨水は敷地内で自然浸透します。周囲は、高さ1 m のネットフェンスで囲い、土砂の流出や粉じん等の被害を防止します。工事中は、交通、騒音等に留意します。資材置場としての利用については、稼働時間に配慮し、近隣への影響を抑えます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第3 調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。はい，どうぞ。

成嶋委員 製造業の部門の会社とありますけれども，何をつくる会社ですか。

山崎委員長 プラスチックの廃材を材料にプラスチックの成型をしています。フレコンバックの中身は，回収してきたプラスチックの材料とそれを粉砕して製造するための材料にしたものを入れてあります。

議長 はい，どうぞ。

村越委員 会社は近いですか。

山崎委員長 会社は近いです。

坂巻副委員長 申請地から 5 0 m から 1 0 0 m ほどです。

議長 よろしいですか。はい，どうぞ。

鈴木委員 農地法の第 4 条の申請となっていますが，この内容を見ますと，転用して会社に賃借するということなので，5 条の申請ではないかと思うんですけど，その辺の説明をお願いできればと思います。

山崎委員長 地主さんが転用して貸すので 4 条になります。地主さんが個人で転用して，後はどこに貸すのかについては，この会社が借りたいということなので，貸すことになっています。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●を行っている法人です。事業拡大により、在庫の車両置場が不足しており、既存の車両置場に近い場所を探していたところ、申請地は既存の車両置場から南方約500mの位置にあり、接道間口が広く、車両の搬出入に適しているため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、大型トラック●●台の置場及び回転場として使用します。敷地内は、厚さ100mmの碎石敷舗装を行い、近隣民地との境

界については、高さ400mmのブロック2段積みの塀を設置します。

被害防除対策として、雨水排水は敷地内浸透処理とします。ブロック2段積みの塀により、土砂等が流出しないようにします。施工後は、接面道路側敷地内に遠隔監視できる防犯カメラを設置し、現地車両等を監視、管理します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

成嶋委員 出入り口は、どこになるのでしょうか。

山崎委員長 出入り口は、2番と3番の間です。

成嶋委員 申請理由に接道間口が広く、車両の搬出入に適しているためと書いてありますが、大型トラックが2番と3番の間の8mのところに1台入るには、出入り口は狭いのではないのでしょうか。

山崎委員長 図は大体の配置図なので、ぴったりそこに置くわけではありません。8mのほかに少し車両が中に入れば接道部分が全部空いているんで、入り口が8mぴったりというわけではないです。

成嶋委員 前面が全部入り口になっているわけですか。

山崎委員長 そうです。入りづらければ、ちょっと移動すれば簡単に入れます。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、13ページからになります。

本件は、賃借権の設定に伴い、仮事務所及び駐車場への転用許可請です。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、申請地の北側200mに太陽光発電事業を計画していますが、事業地及び進入路が狭いため、事務所及び休憩所を設置する箇所の確保、トラックの通行が困難です。申請地は、事業地に近接し、工事事務所建設に十分な面積が確保できることや、道路幅員が広い周辺道路に接し、車両の進入に支障がないことから、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、仮設事務所、休憩所、コンテナ倉庫●●棟、仮設トイレ●●棟、敷鉄板●●枚、乗用車●●台、4tトラック及び10tトラックを配置します。太陽光工事完了後は、原状回復します。

被害防除対策として、雨水排水は敷地内浸透処理とします。仮設事務所の外周にフェンスを設置し、進入を防止します。車両進入時には、ガードマンにより誘導します。敷鉄板は、勾配を取りながら設置します。汚水及び雑排水は放流しません。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会と

しては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2 番について何か質問はございませんか。はい，どうぞ。

村越委員 状況がよく分からないんですが，太陽光をやろうとしているのはどこなんですか。

山崎委員長 この事務所から北側にある，今の申請地から約 2 0 0 m の場所になります。

坂巻儀治副委員長 大体，●●の真東側です。

村越委員 北ではないのですか。

山崎委員長 ●●の真東。ちょうど真横ぐらいです。●●に斜めに入るところの反対側に入って，谷津田の東側を通る道があるんですけども，そっちに入った奥になります。

議長 ほかにございませんか。

村越委員 申請地の北側 2 0 0 m に太陽光発電事業を計画していると書いてありますが，まだ申請はないでしょうか。

山崎委員長 農地ではなく山林なので，申請は出てきません。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので、２番を承認いたします。
次の審議に入ります。

３番及び４番につきましては、一体の事業ですので、一括して、調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 ３番及び４番についてご報告します。

調査会資料は、１８ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、資材置場兼車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・１種・３種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第２種農地と判断しました。

譲受人は●●の業者ですが、事業拡大に伴い、現在使用している資材置場が手狭になり、事業に適した土地を探していたところ、申請地が既存の資材置場に近く利便性が良いこと、また隣接に民家も少なく、事業を行う上で利便性が高いため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、資材置場兼車両置場として、再生砕石、ブロック、残土、ガラ等の資材、トラック、ユンボを置きます。外周は、幅１５０mmのコンクリートブロックを積み、土留鋼鈑を敷設する。敷地内は厚さ１５０mmの砂利敷とします。出入り口はアスファルト舗装とし、斜路は敷地内と同様の砂利敷とします。

被害防除対策として、雨水排水は、砂利敷による浸透式とします。工事期間中は、交通誘導員を常駐させます。隣接する農地に被害を及ぼさないように、アイドリング防止を徹底します。周辺農地との境には、コンクリートブロック及び土留鋼鈑にて、土砂の流出を防ぎます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第３調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

3番及び4番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

成嶋委員 現在使用している資材置場が手狭になり、という話についてですが、どのぐらいの広さで手狭になったんですか。既存の施設の面積をおおよそで教えてもらえますか。

事務局 申請書に添付された利用状況の説明書によると、3カ所あります。1カ所目は●●㎡、2カ所目は●●㎡、3カ所目は●●㎡ですので、合わせて約●●㎡ぐらいが既存の施設の利用状況です。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番及び4番を承認いたします。

次の審議に入ります。

5番について、調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 5番についてご報告します。

調査会資料は、23ページからになります。

本件は、賃借権の設定に伴う、駐車場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●の経営を行っている法人です。職員駐車場として、近隣の有料駐車場を使用していますが、移動の負担を軽減し、不便を解消する必要があります。さらに、冬場の感染症の流行で、市立柏病院の駐車場が不足する状況が生じています。また、今後、病院の建て替え工事による診療科の新設、増床により、一層の駐車場不足が懸念されます。これらの不便や不足の解消のため、今回の申請に至ったも

のです。

計画内容は、駐車場●●台を配置します。敷地内は、現状の表土をすき取り、整地後、厚さ200mmの砂利敷にて舗装を行い、前面市道から申請地へスムーズな出入りができるよう施工します。

被害防除対策として、雨水は砂利敷舗装にて敷地内への自然浸透を図ります。外周にコンクリートブロック2段積み、高さ0.7mのフェンスと、高さ0.2mの歩車道境界ブロックを設置することで、隣地への影響を抑制します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地の影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、5番を承認いたします。次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 6番についてご報告します。

調査会資料は、28ページからになります。

本件は、賃借権の設定に伴う、資材置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、畑●●筆の各一部、合計●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●，●●を主な事業とする法人です。千葉県発注の防

災安全工事の受託に伴い、大量の資材を必要としますが、既存の資材置場では賄えないこと、本申請地が工事現場と近接した場所であり、工事車両の通行が可能であり、本社の営業所との距離も適切であることから、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、資材置場として、碎石●● m^3 、U字型側溝●●個、塩ビ管等●●本などを置きます。外周は、高さ約1 mのネットフェンスとプラスチックフェンスで周囲を囲い、進入路や置場には鉄板を敷きます。工事期間満了後には、直ちに原状回復を行います。

被害防除対策として、雨水は、自然浸透とします。簡易設備の建設中は、交通、騒音等に留意します。時間外における防犯のため、利用時間外は重機を設置して敷地の施錠の代わりとし、第三者による敷地への進入を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第3調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

成嶋委員 28ページに、地目が雑種地で●● m^2 と記載されているのですが、雑種地というのは農地扱いではないのでは。

議長 現況地目が雑種地になります。登記地目が田です。

成嶋委員 よく資材置場とかそういう土地が雑種地になると思うのだけれども、駐車場とかにはなっていないんですか。

山崎委員長 ●●をやっているので、ごみの一時置場になっています。

きれいにずっとしてあって、多少傾斜しているので、平らなところだけを借ります。それで一部。ちょうど真ん中の一番平らなところだけを借ります。工事は年度いっぱいぐらいで終わるので、工事が終わったら返します。

議長 そのほかございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、6番を承認いたします。次の審議に入ります。

7番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 7番についてご報告します。

調査会資料は、33ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、駐車場への転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、住宅地や事業用施設、公共公益的施設用の土地によっておおむね囲まれている農地であることから第3種農地として判断しました。

譲受人は、●●であり、本社駐車場が手狭になっていたところ、本申請地が営業所から近接しており、また国道へのアクセスも容易であるため、農地法の許可を得ることなく、平成29年から、営業用駐車場として、賃貸借契約を譲渡人と締結し、使用していました。これまで農地転用手続きを失念しておりましたが、今回、双方での売買契約を締結する運びとなったことを契機として、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、駐車場として、中型車両●●台、小型車両●●台を置きます。周囲は、支柱とパイプによる囲いを設置します。厚さ2cmの砂利敷とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。底面は2cmの砂利敷とし、隣地との境界には、支柱とパイプにより囲うことで、周辺地域への安全配慮を行います。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第3調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。はい，どうぞ。

成嶋委員 申請内容の駐車場として，すでに使用されているんですか。

山崎委員長 購入する会社は，平成29年から駐車場として使用しておりました。なお，その前からも駐車場として使用されていました。

成嶋委員 申請者に対して苦言を申し上げましたか。

山崎委員長 それは最後に言いました。以降は絶対そのようなことはしないでくださいということは申し上げました。

議長 ほかにございませんか。はい，どうぞ。

鈴木委員 今の話に関連して，この前に「3番及び4番」，「5番」で議論した自然浸透の場合の舗装は，いずれも15cmとか20cmの砂利を敷いた上で，自然浸透だということで許可しています。一方，ここはわずか2cmだけで許可をするということについてどうなんでしょうか。

あと，この周り，境界は支柱とパイプ柵で囲うと書かれていて，ほかの所はブロック塀で囲ったりして，中の土が外に流れないように工夫をしているにもかかわらず，そこは現状を追認するような形で，改善をしないまま許可するというのは，ちょっとどうなのかと思います。

山崎委員長 自然浸透の定義なんですけども、コンクリートとかアスファルト舗装にしてしまうと染みないけど、全部砂利敷の転圧なんで、よっぽどの大雨じゃなければ流れない感じでした。

それで、周りの農地への被害防除対策というのを聞くんですけども、周りは大体、今までも道の周りを行ったところを流れたような、土の流れたような跡はなかったです。それでそこは大丈夫かなと。

あと、これ違反で使っていたということなんですけども、事務局のほうで県のほうへ相談をして、それで申請に至ったものになります。

事務局 今、山崎委員が説明いただいたように県のほうに確認しまして、今回は、申請者に顛末書を添付させた上でいわゆる追認という形になりました。今後もこういったケースが出てきた場合には、許可権者である千葉県に確認した上でやっていきたいと思います。

議長 よろしいですか。
そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので、7番を承認いたします。
議案第2号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次の議案に入ります。

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は、38 ページからになります。

本件は、申請者が令和元年に相続により取得しましたが、昭和53年から住宅用地として利用されていた農地について、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の畑●●筆合計●●㎡です。

なお、立証資料として平成16年撮影の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第3調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1 番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2 番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 2 番についてご報告します。

調査会資料は、41 ページからになります。

本件は、申請者が平成23年に相続により取得しましたが、昭和54年から倉庫の敷地の一部として利用されていた農地について、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申

請したものです。

該当農地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

なお、立証資料として平成８年撮影の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第３調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

２番について何か質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がございましたので、２番を承認いたします。
次の審議に入ります。

３番から５番につきましては、関連していますので、一括して調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 ３番から５番についてご報告します。

調査会資料は、４４ページからになります。

本件は、各申請者が昭和６０年及び令和元年に相続により取得しましたが、平成８年から会社の駐車場の一部として利用されていた農地について、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の田●●筆合計●●㎡です。

なお、立証資料として平成１１年撮影の航空写真が添付されています。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第３調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

３番から５番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

成嶋委員 ●●さんの財産、遺産相続によって下に書いてある●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、5人でこれ相続するということですね。5分の1ずつ。

事務局 被相続人の●●さんの相続人は、長女の●●さんになります。

成嶋委員 ●●さん1人だけなのですか。5分の1ずつだから5人で分けたんじゃないのですか。

事務局 ●●さんは5分の1を相続して、ほかの方は元々5分の1ずつを持っていました。

山崎委員長 ●●さんが5分の1を持っていたのを、●●さんがその5分の1をもらったということでしょう。

議長 よろしいですか。そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、3番から5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を山崎委員長お願いいたします。

山崎委員長 6番についてご報告します。

調査会資料は、48ページからになります。

本件は、申請者が平成25年に1筆を相続で、昭和45年にもう1筆を時効取得によりそれぞれ取得しましたが、昭和44年から住宅用地として利用していた農地について、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。

該当農地は、●●の畑●●筆合計●●㎡です。

なお、立証資料として昭和45年撮影の航空写真が添付されています。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査を実施し，審査したところ，第3調査会としては，承認相当と判断しました。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。
6番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので，6番を承認いたします。
議案第3号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり可決されました。
次の議案に入ります。
議案第4号「生産緑地地区の都市計画の変更に係る意見について」
を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございます。
それでは，審議に入ります。
議案説明を都市計画課に求めます。都市計画課お願いします。

都市計画課 柏市都市計画課の樋口と申します。
議案第4号の生産緑地地区の追加決定についてご説明いたします。
2ページをご覧ください。
生産緑地地区の追加決定を予定する土地は●●の1地区で，面積は●●㎡となります。

3 ページをご覧ください。

今回追加決定を予定している対象地の位置図になります。

当該地は、●●より西に100mの位置にあります。

4 ページをご覧ください。航空写真になります。指定面積は●●㎡になります。柏市の条例で定めている指定面積は300㎡以上となりますが、対象地の指定面積は300㎡を下回っております。

今回は、隣接の生産緑地の所有者及び農業従事者が同一であり、既存の生産緑地を拡大して営農していることから、これを一団の農地として取り扱います。

5 ページをご覧ください。このたび、追加決定するに当たり、対象地においては、令和7年3月に土地所有者から事前相談書を受け付けました。

その後、令和7年4月に農業委員会事務局と共に現地調査を行ったところ、農地としておおむね良好との意見を得て、令和7年5月に土地所有者から生産緑地地区決定希望申出を受け付けました。

このことから、都市計画課としては生産緑地の決定が妥当であると判断し、今回諮問する地区について都市計画変更の手続きを進めたいと考えております。

また、今後の予定となりますが、対象地は、令和8年2月に予定している柏市都市計画審議会を経て、同年3月に都市計画決定の告示をする予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。議案説明がございました。

何か質問はございませんか。

山崎委員長 この●●㎡は、今まではどういう形で使われていたんですか。やはり畑で使っていたのでしょうか。

都市計画課 区画整理で離れた土地を同じ隣接の土地に移転しているんですが、元々離れた土地で農地として使っていたものを今回合わせるという形になっております。

山崎委員長 元々はそこも畑として使っていたということですか。

都市計画課 そうです。

議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第4号が終了しましたので、都市計画課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(都市計画課職員退席)

議長 次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」その1及びその2を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

議案第5号その1につきましては、●●委員が関わるため、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用して、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第5号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 まずご説明の前に一部訂正箇所がございますので、申し上げますので訂正のほうをお願いいたします。

●●の内容に関しまして、8ページ目なんですけれども、今回借り受ける地目が田、面積が1筆目が●●、2筆目が●●となっているんですけれども、こちらが誤りでありまして、地目は両筆とも畑、面積に関しましては上の●●に関しまして●●㎡、その下の●●に関しましては●●㎡となっております。申し訳ありません。修正のほうお願いいたします。

それでは、引き続き説明させていただきます。これから説明いたします計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第1番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●●に在住する農業者で、●●●●の畑●●●●筆、合計面積●●●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

議案第5号その1について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

村越委員 賃借料はそのままでいいんですか。

農政課 はい。大丈夫と●●●●から伺っております。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第5号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除します。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第5号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第2番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●●に在住する農業者で、●●●の畑●●●筆、面積●●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第3番及び4番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●●●に在住する農業者で、●●●の畑●●●筆、面積●●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

以上であります。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

その2について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので承認いたします。

議案第５号その２を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、議案第５号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

（農政課職員退席）

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が報告事項説明）

議長 ありがとうございます。いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

７月１日火曜日、７月２日水曜日が調査会で、７月１日は午前９時から、７月２日は午後１時からです。場所は、両日ともに、分室３の第４会議室で行う予定です。

担当は、農地第４調査会です。

７月４日金曜日午後２時からが総会で、場所は分室３の第４会議室で行う予定です。

これをもちまして、第１１回柏市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

（午後３時２５分閉会）